

介護雇用プログラム事業委託契約書

長野県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、介護雇用プログラム事業の実施について次のとおり委託契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、次に掲げる事業（以下「委託事業」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

(1) 委託事業の名称 介護雇用プログラム事業

(2) 委託事業の内容 介護雇用プログラム事業実施要領及び別紙積算内訳による。

（委託期間）

第2条 乙は、委託事業を委託契約締結の日から平成 年 月 日までに行わなければならない。

（委託費の限度額）

第3条 甲は、委託事業に要する経費（以下「委託費」という。）として、金 円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）を超えない範囲内の額を乙に支払うものとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、免除する。

（権利義務譲渡の禁止）

第5条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

（再委託の禁止等）

第6条 乙は、委託事業の処理を自ら行うものとし、他の者にその処理を委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託事業の一部を再委託しようとする場合で、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書の規定により他の者に委託事業の処理を委託し、又は請け負わせたときは、その者に対し、第17条及び第18条の規定に準じた秘密の保持及び個人情報の保護に関する必要な措置を講じさせなければならない。

3 乙が第1項ただし書の規定により他の者に委託事業の処理を委託し、又は請け負わせたときは、当該委託事業に係る他の者の行為は、乙の行為と見なす。

（新規雇用者の募集）

第7条 乙は、新規雇用者の募集に当たっては、公共職業安定所及び長野県福祉人材研修センターへの求人登録等公開による募集を行うものとする。

（失業者等の確認）

第8条 乙は、労働者を新規に雇用するに当たり、その労働者が失業者等であることを確認しなければならない。なお、確認方法については、雇用保険受給資格者証、廃業届、履歴書、職務経歴書、その他失業者等であることを証明できるものの提示を求めること等によるものとする。

（報告の徴収等）

第9条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、委託事業の実施状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

2 乙は、雇用者が離職した場合又は提出した事業実施計画を変更する必要がある場合は、速やかに甲に報告し、その指示を受けるものとする。

（委託事業の内容の変更）

第10条 甲は、この契約締結後の事情により、委託事業の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、委託費又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

（実績報告）

第11条 乙は、委託事業終了後（委託事業を中止し、又は廃止したときを含む。）10日以内又は平成24年3月31日のいずれか早い日までに、長野県介護雇用プログラム事業実施要領により実績報告書（第4号様式、第5号様式）を甲に提出するものとする。

(委託費の額の確定)

第12条 甲は、前条の規定により、乙から委託事業実績報告書の提出を受けたときは、遅滞なく当該委託事業がこの契約の内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、委託費の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

2 前項の委託費の確定額は、委託事業に要した経費の実支出額と第3条に規定する委託費の限度額とのいずれか低い額とする。

(委託費の支払)

第13条 甲は、前条第1項に定める額の確定後、乙の請求に基づいて委託費を支払うものとする。

2 前項の規定に関わらず、乙は委託業務完了前に委託業務に必要な経費の支払いを受けようとするときは、所定の手続きに従って概算払を請求することができ、甲が必要と認めた場合に支払うこととする。

3 概算払いは、年1回までとし、支払額の上限は委託期間の2分の1を経過前は契約額の50%、委託期間の2分の1経過後は契約額の80%とする。

4 支払いについては、適正な請求書を受領した日から起算して30日以内に行うものとする。

(関係書類の整備・保存等)

第14条 乙は、委託事業の実施に係る経費については、その内容を明らかにするため、委託事業に係る会計を他の事業に係る会計と区分して経理するとともに、労働関係帳簿、採用関係書類及び会計関係帳簿及び関係書類を整備しなければならない。

2 前項の書類等は、委託事業の終了した日の属する年度の終了後5年間、又は現に監査、検査、訴訟等における場合においては、当該監査、検査、訴訟等が終了するまでの間のいずれか遅い日までの間保存しておかなければならない。

(契約の解除等)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、委託事業の一部又は全部を解除し、乙に対し委託費を交付しない、又は交付している委託費の一部若しくは全部を返還させることができる。

(1) この契約に違反したとき。

(2) 委託事業を遂行することが困難であると甲が認めたとき。

(3) 委託事業を継続する意思がないものと甲が認めたとき。

(4) 委託事業で新規雇用又は新規就業を生じなかったとき。

2 前項の場合において、乙に損害を生じることがあっても甲はその損害を賠償しないものとする。

(損害のために生じた経費の負担)

第16条 委託事業の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために生じた経費は、乙が負担するものとする。

(秘密の厳守)

第17条 乙は、別記の個人情報取扱特記事項を遵守し、委託事業の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第18条 乙は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(協議)

第19条 この契約について疑義が生じた事項又はこの契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

委託者(甲)

受託者(乙)